

# 幼児教育・保育の無償化に係る 認定申請案内

(子育てのための施設等利用給付認定)



令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化のための認定申請のご案内です。無償化の対象となるには下記区分に応じて各種申請が必要です。

提出する方	年齢	保育の必要性	備考	申請区分
保育の必要性がある児童	3歳児以上	あり		給付認定第2号
	3歳未満児	あり	非課税世帯のみ該当	給付認定第3号

※ 兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、一人ずつ申請してください。

## 対象児童

対象施設（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て支援活動支援事業で市の確認を受けた施設）を利用し、保育の必要性がある子どもであって、次のいずれかに該当する子ども

- ▶ 3歳児クラスから5歳児クラス（※）の子ども  
※満3歳になったあと、最初の4月から小学校入学までの3年間
- ▶ 0歳児クラスから2歳児クラスで、市町村民税非課税世帯の子ども

### <注意>

- ・ 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業並びに幼稚園の預かり保育（年間200日・8時間以上の実施）を利用している子どもの認可外保育施設等の利用は、この手続きの対象外です。
- ・ 企業主導型保育事業所を利用している子どもは、この手続きの対象外です。
- ・ 山形市外の認可外施設等に通園する子どもも対象となります。
- ・ 山形市に住民登録がない場合は、住民登録のある市町村の担当課へご確認ください。

### <「保育の必要性がある」とは>

就労等の理由により家庭において保育をすることが困難であることが認められる子どもです。  
2頁の保育の必要性の要件をご確認ください。

## 対象費用

上記の対象児童の認可外施設等の保育料について、次の金額を上限として無償化されます。

- ▶ 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども：月額37,000円
- ▶ 0歳児クラスから2歳児クラスの子ども：月額42,000円（市町村民税非課税世帯のみ）

※入園料や、施設から実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化対象外経費となります。

## 保育の必要性

次のいずれかにより家庭において保育をすることが困難であると認められること。

認定事由	保護者の状況	利用できる期間（有効期間）
① 就労	会社や自宅を問わず月64時間以上働いている	就学前まで（最長）
② 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要である	産前産後の各8週間程度
③ 疾病・障がい	疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいがある	
④ 介護	同居の親族等を常時介護（看護）している	必要な期間
⑤ 災害復旧	災害（地震・風水害・火災等）の復旧にあっている	
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	90日間（最長）
⑦ 就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学期間中
⑧ その他	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある その他、やむをえない事情があると市長が認めるとき	必要な期間

※ 就労時間が月64時間に満たない場合は、就労を理由に利用することはできません。

### <認定状況の変更について>

認定証の内容に変更が生じた場合（仕事を退職された等）は、認定変更の手続きが必要となりますので、速やかにご連絡ください。なお、認定は月単位で行うため、認定が変更になるのは申請をいただいた翌月からとなります。（月途中の認定変更はできません。）

※ 給付認定3号の場合、非課税世帯であることも認定要件となっているため、保育の必要性がある子どもであっても、非課税世帯に該当しないときは、認定されませんのでご注意ください。

## 申請から給付までの流れ

### 1 保育の必要性の認定（給付認定）の申請 ※ 提出書類について3頁を確認してください

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に必要事項を記入し、必要書類を添付して、山形市に提出してください。

※市内の認可外施設利用の方は利用施設に提出してください。（施設を通じて山形市へ提出されます。）

### 2 施設等利用給付認定通知書の受取

保育の必要性があると認められた場合は、山形市から「施設等利用給付認定通知書」が交付されます。

※ 届いた施設等利用給付認定通知書は大切に保管してください。

### 3 施設等利用給付認定通知書の有効期間の確認

保育の必要性の事由により、有効期間が異なります。（詳しくは3頁を確認してください。）

### 4 施設等利用費の請求

「施設等利用費請求書」に利用施設から発行される領収書、提供証明を添付して、山形市へ請求します。  
※手続き方法については、別途ご案内します。

### 5 施設等利用費の給付（支払い）

市が請求内容の確認を行い、利用費は請求書に記載のあった保護者の口座へ、直接、市から振り込まれます。

## 提出書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)  
 ※ 以下の書類を添えて提出してください。
- (2) 保育の必要性を証明する書類(父母それぞれ必要)  
 ※ 次の表の中から該当するものを提出ください(○は必須、△は場合によって必要)

保護者の状況	必要書類 (★:市様式あり)	就労(内定)証明書 (直近3ヶ月以内に作成されたもの)	税書類等の写し (申告書・源泉徴収・開業届等)	母子手帳の写し (出産予定日のわかるもの)	申立書(疾病・介護)	医師の診断書	状況確認書類等 (介護保険証・障がい者手帳等の写し)	求職活動状況確認書	在学証明書及び時間割等 (受講決定通知書等も含む)	【チェック欄】	
										父	母
就労	外勤(内定含む) 自営(予定含む)	○★ ○★									
妊娠・出産				○							
疾病・障がい	疾病 障がい				○★	○★ △★	○				
介護					○★	△★	○				
求職活動								○★			
就学(職業訓練含む)									○		
その他	家庭で保育ができない旨を証明する書類										

- ※ ★印の付いているものは、必ず市指定の様式にて提出してください。  
 ※ 自営業・農業従事者・親族経営の会社に勤務の方は、事業をしていることが分かる書類(税の申告書・開業届・営業許可証・出荷証明書など)を追加で提出してください。

- (3) 【ひとり親世帯の場合】 戸籍全部記載事項証明書  
 ※離婚記載等があり、ひとり親世帯であることが確認できるもの
- (4) 【直近2年以内に他市にお住まいだった場合】  
 市町村民税課税証明書の提出を求める場合があります。  
 ※市町村民税所得割額、総所得額、所得控除合計額が明記されているもの

—上記の他にも、申請された内容に応じて、書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください—

## 提出先・提出期限

### 【市内の認可外保育施設】

⇒ ご利用の施設へ、施設利用開始月の前月20日までに提出してください。

### 【市外の認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て支援活動支援事業】

⇒ 山形市役所(保育育成課)へ、施設利用開始月の前月20日までに提出してください。

- ※提出期限までに、提出が難しい場合は保育育成課までご連絡ください。  
 ※認定を受けていない場合、施設等利用給付の対象とはなりません。ご注意ください。  
 ※認定の有効期間は申請日(市が書類を受理した日)以前に遡ることはできません。

### 《申請手続き等のお問い合わせ先》

山形市役所 保育育成課 こども第三係 (山形市役所1F⑪番窓口)  
 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
 電話: 023-641-1212 (内線535)



# 【認可外保育施設等】幼児教育・保育無償化 対象児童確認シート

